

主要国の地方税賦課徴収体制等

国名	国・地方の税収割合	地方税収の内訳	地方税の賦課徴収体制	備考
ドイツ (連邦国家)	○連邦、州、市町村の全てが共同税から主たる収入を得ている ○共同税は州が徴収し、連邦、州、市町村に配分 ○共同税は、税収の7割を占める基本的な税である所得税、法人税、売上税、営業税(日本の法人・個人事業税に相当)で構成		○州や市町村の固有税の改廃・租税特別措置まで、ほぼ連邦に専属する。 (但し、州政府メンバーで構成される連邦参議院の同意が必要) ○基本的に、税務行政については、州の管轄	○各州には、上級財務庁(長は連邦・州兼職、他は州職員)、その下に税務署(州職員)があり、賦課徴収事務を実施。市町村は別途個別職員を有する。
カナダ (連邦国家)	○連邦政府 48% ○10州 42% ○約8,000市町村 <1998年> 10%	○州 ・個人所得税(43%) ・消費税(43%) ・資産税等(14%) ○地方団体 ・不動産税(85%)	○地方課税権 → 州法で規定 ○州税の一部の賦課徴収を協定で国税省に委任 ・個人所得税 9州 ・法人所得税 7州	
アメリカ (連邦国家)	○連邦政府 54% ○50州 26% ○約87,000郡市町村 <2002年> 20%	○州 ・個人所得税(33%) ・消費税(34%) ○地方団体 ・財産税(74%)	○地方課税権 → 州には制限なし 地方団体 州から委譲 ○地方団体は、一部消費税の徴収を州に委任する他、州の指揮監督を受ける。	○地方団体は州の従属物、財政自治権はほぼない。 ・1868年デイトン判決 「地方は起源も権限も州議会に由来する。」
イギリス (単一国家)	○中央政府 95% ○地方 GLA、カウンティ(34) 5% ロンドンシティ、ロンドンバラ(32) エタリー(47) ディストリクト(274)	○地方 カウンシルタックス(住宅に対する資産課税)のみ (100%)	○地方課税権 → 国法律で規定 ○地方自治体同士で徴収を委託。基本的に、最小単位のロンドンバラ、ディストリクトが徴収を行う。 ○資産評価は国が実施。	○ブレク政権により地方財政や課税権強化の萌芽あり。 ・税率制限の緩和(1999年) ・建設地方債許可(1997年)
フランス (単一国家)	○中央政府 84% ○地方自治体 16% 10州 26県 コミューン(約37,000)	○地方全体で ・固定資産税(74%) ・不動産登記税(6%) ・自動車税(3%)	○地方課税権 → 国法律で規定 (法定任意税を含め全て) ○固定資産税等の課税標準の決定、徴収は国が実施。	○1789年の人権宣言から租税は国の法律に拠らねばならない。
スウェーデン (単一国家)	○中央政府 54% ○地方自治体 46% 21県 290市町村 <2002年>	○県・市町村とも個人所得税のみ	○消費税その他の間接税は課税不可 ○個人所得税の課税標準は国と共通で、その把握、徴収とも国(地域税務局)が実施。	○税率は地方が自由に設定 県:12.27~ 9.42% (2006年度)